

平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚
 (コード番号：3903 東証市場第一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 本 吉 誠
 (TEL. 03-5358-5322)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 7 月 25 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰下げを行うものであります。
- ② 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条及び第 21 条第 1 項に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
- ③ 事業活動の一層の充実を目指すとともに、当社及び当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るため、現行定款第 22 条第 2 項に定める役付取締役に、取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～14.<条文省略>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～14. (現行どおり)
<新設>	<u>15.仮想通貨の企画、開発、発行及び管理</u>
<新設>	<u>16.仮想通貨交換業</u>
<新設>	<u>17.資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理</u>
<新設>	<u>18.資金移動業</u>
<新設>	<u>19.仮想通貨、仮想通貨交換業運営及び資金移動業運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売</u>
<新設>	<u>20.ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作及び販売</u>
<新設>	<u>21.仮想通貨に関する調査、研究及び情報提供</u>
<新設>	<u>22.仮想通貨、トークン又はそれらに類似するものに対する投資</u>
<新設>	<u>23.前各号に関するコンサルティング</u>
<u>15.各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売</u>	<u>24.各種商品及び各種サービスの企画・製造・販売</u>
<u>16.前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>25.前各号に付帯する一切の業務</u>

<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、かつ、議長に当る。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略) 2.取締役会の決議により、<u>取締役社長1名</u>、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、かつ、議長に当る。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2.取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名</u>、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年 7月25日
定款変更効力発生日 平成30年 7月25日

以 上